

## 平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
医薬関連情報12部他3件の購入	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関 3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	財団法人日本医薬情報センター 東京都渋谷区渋谷2-12-15長井記念館3F	当該業務については、他に代替製品がないこと及びこの製品は同者しか取り扱っておらず、競争を許さないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	2,520,000	-	1	平成21年度より、競争相手の有無を確認するため、事前確認型の公募を行う。	21年度契約から	
SAS(統計解析ソフト)の年間契約	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関 3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	SAS Institute Japan株式会社 東京都中央区勝どき1-13-1	当該業務については、他に代替製品がないこと及びこの製品は同者しか取り扱っておらず、競争を許さないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	7,074,900	-	0	平成21年度より、競争相手の有無を確認するため、事前確認型の公募を行う。	21年度契約から	
JAPICデータベース他1件の利用料	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関 3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	日本電子計算株式会社 東京都江東区東陽2-4-24	当該業務については、他に代替製品がないこと及びこの製品は同者しか取り扱っておらず、競争を許さないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	6,053,250	-	0	平成21年度より、競争相手の有無を確認するため、事前確認型の公募を行う。	21年度契約から	
薬事規制情報データベース(ID RAC)10ユーザー分の導入	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関 3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	トムソンコーポレーション株式会社 東京都千代田区一ツ橋1-1-1	当該業務については、他に代替製品がないこと及びこの製品は同者しか取り扱っておらず、競争を許さないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	13,719,300	-	0	平成21年度より、競争相手の有無を確認するため、事前確認型の公募を行う。	21年度契約から	
医薬品医療機器情報提供システムに係る保守業務	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関 3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2	当該システム全般に携わっている同者以外にシステムの内容等を熟知し、かつ継続的に業務を遂行できる者は他におらず、競争を許さないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	8,609,580	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
医薬品医療機器情報提供システムに係るアウトソーシング業務	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	本業務は、現在専用の通信回線を接続している者に、機器の管理を委託する業務であり、安定的に継続できる者は他になく、競争を許さないことから、会計規定第45条第1項に該当するため。	-	17,614,800	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
救済給付システムサーバ機器等一式の賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	887,664	-	1	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
独立行政法人医薬品医療機器総合機構共用LANシステム機器(平成18年3月増設分)の賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	1,005,480	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
セキュリティサーバ等に係る賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	1,542,492	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
独立行政法人医薬品医療機器総合機構共用LANシステム(平成17年7月以降増設分)の賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	1,652,112	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
共用LANシステム機器増設(30台)に係る賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	1,803,060	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
医薬品機構共用LANシステム(平成17年度4月増設分)賃借一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃借することを前提として契約を締結したものであり、賃借期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	5,184,900	-	0	当該業務の対象となる物品の賃借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
副作用等情報システム機器借上一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃借することを前提として契約を締結したものであり、賃借期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	5,235,300	-	0	当該業務の対象となる物品の賃借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
信頼性調査支援システム機器借上一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃借することを前提として契約を締結したものであり、賃借期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	8,007,300	-	0	当該業務の対象となる物品の賃借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
共用LANシステム一部リプレース対応端末等借上一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	NECリース株式会社 東京都港区芝5-29-11	当初契約において、一般競争入札により落札した者と継続して賃借することを前提として契約を締結したものであり、賃借期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	10,090,710	-	0	当該業務の対象となる物品の賃借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
医薬品等調査支援システム機器借上一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃借することを前提として契約を締結したものであり、賃借期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	14,679,000	-	0	当該業務の対象となる物品の賃借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
共用LANシステム一部リプレース対応サーバ等借上一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	当初契約において、継続して賃借することを前提として契約を締結したものであり、賃借期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	17,166,870	-	0	当該業務の対象となる物品の賃借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
共用LANシステム用ソフトウェアライセンス一式の更新	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2	当該システム全般に携わっている同者以外にシステムの内容等を熟知し、かつ継続的に業務を遂行できる者は他におらず、競争を許さないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	3,706,500	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
共用LANシステムに係る保守業務	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	富士テレコム株式会社 東京都板橋区板橋1-53-2	当該システム全般に携わっている同者以外にシステムの内容等を熟知し、かつ継続的に業務を遂行できる者は他におらず、競争を許さないことから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	6,600,825	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
感染救済給付データベースシステムに係るサーバ機器等一式の賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	902,160	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
医薬品安全性情報提供システム(平成17年度増設分)賃貸借一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	1,865,556	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
ヒヤリハット事例収集システムに係るコンピュータシステム機器に係る賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 東京都港区浜松町2-4-1	当初契約において、一般競争入札により落札した者と継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	10,182,060	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ21年度契約から	
医薬品等の新申請・審査システム機器賃貸借等一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	三井リース事業株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	43,139,988	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ22年度契約から	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
医療機器不具合情報システム機器増設(9台)に係る賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	三井リース事業株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	889,560	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ22年度契約から	
拠出金徴収管理システム機器の賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	三井リース事業株式会社 東京都中央区日本橋1-4-1	当初契約において、継続して賃貸することを前提として契約を締結したものであり、賃貸期間を満了しておらず、競争を許さないことから、会計規程45条第1項に該当するため。	-	1,076,040	-	0	当該業務の対象となる物品の賃貸借期間が満了するまでは、当該契約を継続する。	早ければ22年度契約から	
医薬品機構共用LANシステム(ホームページサーバ回線)に係る賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	当該業務について、契約の相手方を変更した場合、専用回線を新たに接続するための初期開発コスト及び設定変更作業等の経費が発生し、不利益が生じることから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	4,352,040	-	0	将来的に事務所を移転する可能性があるため、目的がたつまでは、新たに専用回線を接続せず、既存の専用回線を利用する。	早ければ22年度契約から	
医薬品総合機構共用LANシステムに係る回線(インターネット回線)の賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	当該業務について、契約の相手方を変更した場合、専用回線を新たに接続するための初期開発コスト及び設定変更作業等の経費が発生し、不利益が生じることから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	12,096,000	-	0	将来的に事務所を移転する可能性があるため、目的がたつまでは、新たに専用回線を接続せず、既存の専用回線を利用する。	早ければ22年度契約から	
セキュリティを確保した電子メールシステムの運用及びペリサインマネージドPKIサービスの利用の更新一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	凸版印刷株式会社 東京都文京区水道1-3-3	当該業務については、同者の提供する電子証明書運営サービスに、既に500名超の利用者を登録している。毎年度入札し、他者のサービスに移し替えた場合、設定変更作業や利用者によるその旨を周知する際の膨大な作業、利用者への負担、業務への支障及び新たに経費が発生し、不利益が生じることから、会計規程第45条第1項に該当するため。	-	18,627,000	-	0	本業務については、毎年度契約の相手方を変更した場合、不利になることから、複数年度契約が可能となる平成21年度をまって入札に移行することとする。	21年度契約から	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

## 平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
医薬品等専用ネットワークサービス一式	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計規程第45条第1項	-	7,194,600	-	0	当該ネットワークサービスについては、厚生労働省の専用回線に接続しているものであり、当機構単独での変更ができないため。	14	
新霞が関ビル清掃業務	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	ファースト・ファシリテイズ株式会社 東京都千代田区霞が関3-3-2	会計規程第45条第1項	-	29,534,400	-	0	当該契約については、新霞が関ビルの管理会社が指定する者以外と契約を締結することができないため。	5	
新霞が関ビル6F～10F及び11F西側、14F西側の賃貸借	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	非公開	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。	5	
電気・光熱料(4月分)	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年4月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	2,428,094	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。	5	
電気・光熱料(5月分)	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年5月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	2,616,984	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。	5	
電気・光熱料(6月分)	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年6月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	3,191,058	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。	5	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気・光熱料(7月分)	契約担当役 山田 耕蔵 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年7月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	3,230,352	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5
電気・光熱料(8月分)	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年8月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	3,468,320	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5
電気・光熱料(9月分)	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年9月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	3,224,423	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5
平成19事業年度財務諸表に関する官報公告	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年9月27日	東京官書普及株式会社 東京都千代田区神田錦町1-2	会計規程第45条第2項	-	4,469,742	-	0	官報公告を取り扱うのは同者以外に他にいないため。		6
電気・光熱料(10月分)	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年10月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	2,806,162	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5
電気・光熱料(11月分)	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年11月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	2,544,273	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5
電気・光熱料(12月分)	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成20年12月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	2,878,530	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5
電気・光熱料(1月分)	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成21年1月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	3,005,144	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電気・光熱料(2月分)	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成21年2月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-	3,564,401	-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5
電気・光熱料(3月分)	契約担当役 藤木 則夫 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル	平成21年3月1日	三井不動産株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第45条第1項	-		-	0	当該契約については、新霞が関ビルを管理している同者以外と契約を締結することはできないため。		5

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、下記の類型区分(1～19)の番号を記載する。

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

- (イ) 法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの「1」
- (ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの「2」
- (ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの「3」
- (ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの「4」

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。 ) 「5」

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等「6」

ニ その他

- (イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等「7」
- (ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。 ) 「8」
- (ハ) 郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。 ) 「9」
- (ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入「10」
- (ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入「11」
- (ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの「12」
- (ト) 緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- (チ) 競争に付することが不利と認められる場合「14」
- (リ) 秘密の保持が必要とされている場合「15」
- (ス) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- (ル) 特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- (ヲ) 国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約「18」
- (7) その他、類型区分に分類できないもの「19」